

# リフォームプラン

商 品 名 ( 愛 称 )	リフォームプラン
ご 利 用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年齢が満18歳以上の方。</li> <li>・ 安定継続した収入がある方。</li> <li>・ 申込人が居住し申込人もしくはその家族が所有している自宅、またはその家族が居住し申込人が所有している自宅とします。</li> <li>・ 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方。</li> <li>・ 当金庫の会員となれる方。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①当金庫の地区内に住所または居所を有する方。</li> <li>②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方。</li> <li>③地区内に転居することが確実と見込まれる方。</li> </ul> <p>上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることが出来ます。なお、会員となっていたただかなくとも、ご融資をさせていただきますことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。</p> </li> </ul>
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 申込人が居住し申込人もしくはその家族が所有している自宅、またはその家族が居住し申込人が所有している自宅の増改築資金・修繕資金及びそれに伴う諸費用（本融資にかかる保証料を含みます）</li> <li>② 申込人本人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたローンの借換え資金及び借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</li> <li>③ 住宅ローンの借換え資金（申込人本人が、リフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの。①と合わせたお申込みの場合に限ります。）</li> <li>④ インテリアや家電等購入資金（リフォームに付随して必要となるもので、100万円以内かつ①と合わせたお申込みの場合に限ります。）</li> </ul>
ご 融 資 金 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1万円以上1,000万円以内（1万円単位）</li> <li>※空き家解体費用は500万円以内</li> </ul>
ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3ヶ月以上15年以内（元金据置は6ヶ月以内とします）</li> </ul>
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変動金利型とします。</li> <li>・ ご融資利率は、当金庫所定の利率を適用させていただきます。</li> <li>・ ご融資後の利率は、当金庫所定の基準金利（金庫新長期プライムレート）を基準として、この基準金利の変更に伴い、変更幅と同一の幅で引上げまたは引下げられます。変更後のご融資利率は利率改定日の翌月1日以降で最初に到来する約定返済日の翌日から適用されます。</li> </ul> <p>なお、ご融資利率は金融情勢などに応じ変動します。</p>
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月元金均等または元利均等返済とします。ボーナス併用返済もできます。</li> <li>・ ボーナス返済は元金の50%以内とし、年2回の6ヶ月間隔のご返済となります。</li> <li>・ 元金返済の据置期間は6ヶ月以内です。</li> </ul>
保 証 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。</li> </ul>

保証料 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>保証料は、ご融資利率に含まれます。</li> <li>各種手数料は、業務手数料一覧を参照ください。</li> </ul>
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：025-543-3184）にお申し出ください。</li> <li>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）並びに新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。  <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p> </li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、現在のご融資利率やご返済額の試算等につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせ下さい。</li> </ul>